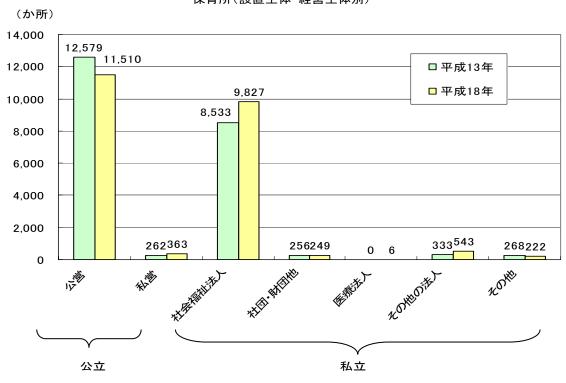
一部の地方公共団体では公設民営化の動きがあるが、平成18年の私営は363 箇所と公立全体に占める割合はわずか3%に過ぎず、公立保育所のほとんどは 依然公営である。また、私立の認可保育所の内訳では、社会福祉法人による経 営が9割と圧倒的に多く、平成18年までの5年間で約1,300箇所も増えている。 一方、多様な利用者ニーズに応えるサービスの提供者として期待される株式会 社やNPOを含む「その他法人」が経営する比率は、平成18年で5%にとどま っており、保育所事業への参入が進んでいないことがわかる。

図表1-(2)-14



保育所(設置主体・経営主体別)

(備考) 厚生労働省「社会福祉施設等調査(平成18年)」により作成。

地方公共団体が公立保育所の民営化を進める際、国の規制がないにもかかわらず、移管先を社会福祉法人に限定するケースが多いため、株式会社立となる事例はごく稀である。また、現在、私立保育所への施設整備交付金は、社会福祉法人立の保育所に限られており、株式会社、NPO法人は補助対象外である。社会福祉法人が半「官」的な存在とすると、実質的な官民のイコールフッティングがはかられていないと言える。さらには、保育所運営では株式会社であっても社会福祉法人会計が求められており、株主への配当が制限されるなど、参